

議員提出議案第18号

固定資産税及び都市計画税に係る軽減措置の継続を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成30年12月17日

提出者	12番	梅沢 とよかず	13番	伊藤 よしのり
	19番	かわごえ 誠一	22番	秋 家 聡 明
	23番	平田 みつよし	30番	小 林 ひとし
	31番	中 村 しんご	32番	三小田 准 一
	33番	小 山 たつや	34番	く ぼ 洋 子
	35番	黒柳 じょうじ	40番	大 高 拓

葛飾区議会議長 筒井 たかひさ 殿

固定資産税及び都市計画税に係る軽減措置の継続を求める意見書

小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷に続き、世界規模の経済状況の悪化により危機的かつ深刻な状況にあり、また、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足など、様々な危機にさらされている。

このような状況の中で、東京都が実施している「小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置」、「小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置」及び「商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置」は、厳しい経営環境下に置かれている小規模事業者にとって、事業の継続や経営の健全化への大きな支えとなっている。

これらの軽減措置等が廃止となれば、小規模事業者の経営や生活は厳しいものになり、ひいては地域社会の活性化のみならず、日本経済に大きな影響を及ぼすことにもなりかねない。

よって、本区議会は東京都に対し、下記の事項について取り組むことを強く求めるものである。

記

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を平成31年度以降も

継続すること。

- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を平成31年度以降も継続すること。
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置を平成31年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。